

世田谷区公示送達第 7 1 号

令和 8 年度軽自動車税の納税通知書を発付したが、別添調書の納税義務者はその送達先が不明のため送達できなかったため、当該納税通知書の納期限を令和 8 年 9 月 30 日に変更し、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び世田谷区特別区税条例（昭和 3 9 年 1 2 月世田谷区条例第 7 4 号）第 6 条の規定に基づき公示する。

なお、納税通知書はこれを保管し、いつでも送達を受けるべき納税義務者に交付する。

交 付 場 所 世田谷区財務部課税課（管理調整）

令和 8 年 9 月 1 0 日

世田谷区長 保 坂 展 人

公示日令和8年9月10日

No.	相当年度	氏名／名称	通 知 書 番 号
1	令和8年度	読売センター 経堂下高井戸	0000057861
2	令和8年度	読売センター 経堂下高井戸	0000057862
3	令和8年度	読売センター 経堂下高井戸	0000057863
4	令和8年度	読売センター 経堂下高井戸	0000057864
5	令和8年度	読売センター 経堂下高井戸	0000057865
6	令和8年度	読売センター 経堂下高井戸	0000057866
7	令和8年度	読売センター 経堂下高井戸	0000057867